

2020年5月12日

NHK前橋放送局営業部

休業施設等におけるNHK放送受信料（以下「受信料」）の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により生活や事業運営に影響を受けている皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により休業等を実施される事業者様の受信料についてご案内いたします。ご不明点や詳細につきましては前橋営業部にお問い合わせください。

#### 1 休業について

- 1か月以上休業し、営業再開日が明らかな場合

解約届・返金先指定書・営業再開する際の新規契約書をご返送ください。

例えば、①4月7日から5月6日以上の期間休業が続く場合、②5月1日から5月31日以上の期間休業が続く場合、「1か月以上の休業」に該当します。いずれも5月が解約月となり5月分の受信料を精算します。

(精算方法)

- ・ 精算額をご返金
- ・ 次回請求時に精算額を差し引いてご請求
- ・ 次回請求の時期を精算月数に応じて延伸

※収納状況によって、返金先指定書をご返送いただいた場合においても返金とならない可能性がありますのでご了承ください。

※今後の社会情勢によっては対応が変更となる場合もありますので、その際は別途ご連絡をさせていただきます。

#### 2 返送方法

同封の返信用封筒にて上記3点を5/27（水）までにご返送ください

#### 3 「持続化給付金」受給事業者を対象とした放送受信料の免除について 詳細は【別紙1】をご参照ください。

#### 4 お問い合わせ先

NHK前橋放送局営業部（平日：午前10時～午後5時）

電話番号：027-251-1714

## 【別紙1】

### 【「持続化給付金」受給事業者を対象とした放送受信料の免除について】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、新型インフルエンザ特別対策措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態宣言が発出されるなど国民生活および国民経済に甚大な影響が及んでいます。特に、休業要請や外出自粛要請等の影響により、多くの中小企業や個人事業者の事業継続が困難となる事態が生じていることから、持続化給付金の給付決定を受けた事業者の負担を軽減するための緊急的な措置として、総務大臣の承認を受けて、次のとおり受信料を免除することとしました。

#### 1. 免除する放送受信契約の範囲

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月20日閣議決定）の持続化給付金の給付決定を受けた者が、事業所等住居以外の場所に受信機を設置して締結している放送受信契約（令和3年3月31日までにNHKに免除の申請をした場合に限る）

#### 2. 免除の期間

NHKに免除の申請をした月とその翌月（2か月間）ただし、受信機を設置した月に、受信契約を締結して、免除を申請した場合は、その翌月および翌々月（2か月間）

#### 3. 免除の申請方法

○免除申請は、5月18日（月）から受付開始となります。5月18日（月）になりましたら、NHKのホームページ「受信料の窓口」にて詳しい申請方法をご案内させていただきます。

○免除申請にはあたっては、「持続化給付金」給付通知書（コピー）が必要となりますのでご準備をお願いします。

#### 4. 留意点

休業により一時的に受信契約を解約されている場合など、受信契約を締結されていない場合は、免除を受付することができません。受信契約を新たに締結した後に、再度、免除の申請をしてください。